

独立業務実施者による保証報告書

2025年6月19日

一般社団法人全銀協TIBOR運営機関
理 事 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

業務責任者 公認会計士 熊谷充孝

業務責任者 公認会計士 堀 敦 哉

範囲

当監査法人は、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（以下「運営機関」という。）の2025年3月31日現在の全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢に関する理事者報告書（以下「理事者報告書」という。）について保証業務を行った。

運営機関の責任

運営機関の責任は、運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢を、証券監督者国際機構が公表した金融指標に関する原則の最終報告書（以下「IOSCO原則」という。）に準拠して整備及び運用することにある。また、全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢に関する記述書を作成し、理事者報告書に記載された規準であるIOSCO原則（以下「規準」という。）に基づき、記載された統制目的を達成するためにデザインされ、業務に適用され、運用されている内部統制を評価し、全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢に関する見解を理事者報告書において表明することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から、理事者報告書に記載された全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢に関する理事者の見解に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を実施した。

本合理的保証業務においては、運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢をIOSCO原則に準拠させるための内部統制を理解し、そのデザインの適切性、業務への適用及び運用状況の有効性について証拠を入手するための手続が実施される。

手続は、当監査法人の判断により、理事者報告書が適正に表示されていないリスク、及び内部統制が適切にデザインされていない、業務に適用されていない又は有効に運用されていないリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

当監査法人の実施した手続には、規準としてのIOSCO原則及び統制目的が充足されるという合理的な保証を提供するために必要と考える内部統制の運用評価手続が含まれている。また、この保証業務には、理事者報告書に記載された規準の適切性を評価することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

職業倫理、独立性及び品質管理

当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。

内部統制の限界

運営機関の内部統制は、その性質及び固有の限界により、必ずしも規準を充足するように運用されない可能性がある。

さらに、この有効性の評価に基づき将来を予測することには、内部統制が不適切になる又は機能しなくなるというリスクが伴う。

意見

当監査法人は、全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢に関する記述書に記載された全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢について、2025年3月31日現在においてIOSCO原則に準拠して整備及び運用されていた、という理事者報告書に記載された見解が、全ての重要な点において適正に表示されているものと認める。

目的及び想定利用者

全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢に関する記述書は、運営機関が全銀協TIBOR算出・公表業務にかかる態勢がIOSCO原則に準拠して整備及び運用されていたか

を評価することを目的として作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、運営機関のみを利用者として想定しており、その他の第三者の利用を想定としたものではない。したがって、本報告書に関し、当監査法人は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

以 上

IOSCO原則の遵守態勢に関する理事者報告書

2025年6月19日

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

代表理事副理事長 松本 康幸

一般社団法人全銀協TIBOR運営機関は、証券監督者国際機構が公表した金融指標に関する原則の最終報告書（以下「IOSCO原則」という。）を遵守し、さらに遵守するための適切な態勢を整備し、運用する責任を有している。

当運営機関は、2025年3月31日現在において当運営機関における全銀協TIBORの算出・公表業務に係る態勢がIOSCO原則に準拠して整備および運用されていたことを確かめるため、一定の手続を実施した。

この手続の実施の結果、当運営機関は、2025年3月31日現在において、全銀協TIBORの算出・公表業務に係る態勢に関する記述書に記載された全銀協TIBORの算出・公表業務に係る態勢が、IOSCO原則に準拠して整備および運用されていたことを表明する。

なお、これまで当運営機関は、IOSCO原則7「データの十分性」に関連して、ユーロ円TIBORは、評価対象市場（本邦オフショア市場）の市場規模が日本円TIBORの評価対象市場（本邦無担保コール市場）に比較して小さい状況が続いていること、評価対象市場のデータに依拠する割合が日本円TIBORと比較して低い状況にあることを認識していたため、この解消に向けた取組を進めてきた。その結果、ユーロ円TIBORは2024年12月末をもって恒久的な公表停止に至ったことから、当運営機関は、2025年3月31日現在においてIOSCO原則上認識している課題はないと評価している。

以 上

2025 年 3 月 31 日
一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

「金融指標に関する原則の最終報告書」(IOSCO 原則)の遵守状況について
(全銀協 TIBOR の算出・公表業務に係る態勢に関する記述書)

(要旨)

- ◇ 全銀協 TIBOR 運営機関¹ (以下「当運営機関」という。)は、2013 年 7 月に証券監督者国際機構 (以下「IOSCO」という。)が公表した「金融指標に関する原則の最終報告書」(以下「IOSCO 原則」という。)²を踏まえ、全銀協 TIBOR (当運営機関が算出・公表する金融指標の総称。以下、同じ。)の算出・公表業務に係る態勢が IOSCO 原則を遵守して整備および運用されているか(以下「IOSCO 原則の遵守状況」という。)に関する自己評価結果を公表する。(評価基準日：2025 年 3 月 31 日)
- ◇ 当運営機関は、IOSCO 原則および金融安定理事会 (以下「FSB」という。)等における国際的な金融指標改革に向けた議論を踏まえ、2017 年 7 月 24 日付で実施した全銀協 TIBOR 改革およびその後の検討進捗により、全銀協 TIBOR の算出・公表業務に係る態勢は IOSCO 原則を遵守して整備および運用されていると評価している。
- ◇ なお、全銀協 TIBOR のより一層の透明性・頑健性・信頼性の向上を図る観点から、原則 7 (データの十分性)において認識していた一部課題³については、ユーロ円 TIBOR が 2024 年 12 月末で恒久的な公表停止を迎えたことをもって解消したと認識している。このため、評価基準日現在において、当運営機関が IOSCO 原則上認識している課題はない。
- ◇ 本評価結果は、評価基準日時点における IOSCO 原則の遵守状況を取りまとめ

¹ 全銀協 TIBOR のより中立的な運営態勢を構築するために、2014 年 4 月 1 日に設立され、同日付で、一般社団法人全国銀行協会から全銀協 TIBOR の算出・公表に係る業務の移管を受けて業務を開始。当運営機関の設立までの経緯については、「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」(2013 年 12 月公表)を参照。

(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news251227_1.pdf)

² “Principles for Financial Benchmarks Final Report”

(<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>)

³ ユーロ円 TIBOR の呈示レートが評価対象市場 (本邦オフショア市場) のデータで決定される割合が低い。また、本邦オフショア市場の市場規模も長期的な縮小傾向にあり、日本円 TIBOR の評価対象市場である本邦無担保コール市場に比して相対的に規模が小さい。

たものであり、将来にわたって、この遵守状況に変化がないことを保証するものではない。すなわち、全銀協 TIBOR の評価対象市場の市場環境の変動等に伴い、全銀協 TIBOR の IOSCO 原則の遵守状況にも変化が生じ得ることを踏まえ、当運営機関は、IOSCO 原則に従って、年 1 回、定期的な自己評価を実施して参りたい。

- ◇ なお、当運営機関は、日本円 TIBOR の透明性・頑健性・信頼性のさらなる向上に今後も取り組んでいく予定である。例えば、評価基準日時点では、日本円 TIBOR のウォーターフォール構造の一部見直し（例：第 2 層の本邦オフショア市場データの利用の見直し）等に関する検討の必要性を認識しており、当該状況は今後の本自己評価でもアップデートする予定である⁴。

⁴ 本見直しは、IOSCO 原則上の課題認識にもとづくものではないが、原則 6（指標の設計）に関連する事項として本自己評価に記載している。

<IOSCO 原則の遵守状況について>

算出者のガバナンス

➤ 原則 1 運営機関の全般的責任

全銀協 TIBOR は、当運営機関が算出・公表する金融指標の総称である。このうち、日本円 TIBOR は、日本円の短期金利に係る指標であり、日本円の代表的な指標として幅広く利用されている。

当運営機関は、指標の定義、指標決定に係るプロセスや当運営機関のガバナンス態勢等を定めており、全銀協 TIBOR の運営について全般的な責任を負っている。また、これらを全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範において規定しており、ウェブサイト公表している。

また、当運営機関は、2015 年 5 月に施行された金融商品取引法の改正法により特定金融指標算出者として指定されており、同法にもとづく規制・監督を受けている。IOSCO 原則を踏まえた同法において、特定金融指標算出者に作成を義務付けられている「業務規程」として、全銀協 TIBOR 業務規程、全銀協 TIBOR 行動規範、全銀協 TIBOR の算出・公表業務の委託に関する指針、全銀協 TIBOR の公表に係るコンティンジェンシー・プラン、利益相反管理方針、および苦情・相談対応規則（以下併せて「全銀協 TIBOR 業務規程等」という。）を制定しており、2015 年 11 月 26 日付で金融庁から認可を受けている。（同日適用開始）

加えて、全銀協 TIBOR 改革の実施に当たり全銀協 TIBOR 業務規程等の一部を改正し、その改正内容について、2017 年 2 月 20 日付で金融庁から認可を受けている。（同年 7 月 24 日適用開始）

また、2023 年 3 月 15 日に公表した「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果等を踏まえた全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR の公表に係るコンティンジェンシー・プランの改正について、同月 24 日に金融庁から認可を受けている。（同年 4 月 1 日適用開始⁵）

2024 年 10 月 30 日には、2024 年 12 月末でのユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に伴う全銀協 TIBOR 業務規程、全銀協 TIBOR 行動規範、全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン、および利益相反管理方針

⁵ https://www.jbatibor.or.jp/news/revisions_Operational_Rules_20230401.html

の改正について、金融庁から認可を受けている。(2025 年 1 月 1 日適用開始⁶⁾)

➤ 原則 2 第三者の監督

全銀協 TIBOR の算出・公表に関わる第三者は以下のとおりである。これらの第三者に対する当運営機関としての管理または監督のための方針は、全銀協 TIBOR 業務規程、全銀協 TIBOR 行動規範および全銀協 TIBOR の算出・公表業務の委託に関する指針（以下「委託に関する指針」という。）において規定しており、以下の対応を実施している。

✓ リファレンス・バンク

全銀協 TIBOR 行動規範にもとづきリファレンス・バンクに対して、以下のとおりモニタリングを通じて監督している。

- 呈示レートのモニタリング
- 社内規程の整備状況に係るモニタリング
- 社内研修の実施状況に係るモニタリング
- 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
- 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング

✓ 事務代行会社（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）

事務代行会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データに委託した業務および管理または監督のための方針は、全銀協 TIBOR 業務規程、委託に関する指針および事務委託契約書において規定しており、以下のとおりモニタリング等を通じて監督している。

- 当運営機関によるレートの再鑑および公表許可の実施
- 業務執行状況に係る報告書の提出（四半期毎）による委託業務の実施状況、委託業務の態勢整備状況、および書類（記録）の保存状況のモニタリング

✓ バックアップ機関（一般社団法人大阪銀行協会）

バックアップ機関である一般社団法人大阪銀行協会に委託した業務は、全銀協 TIBOR 業務規程、委託に関する指針および事務委託契約書に規定しており、以下のとおりモニタリングを通じて監督している。

⁶ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_20.html

- 業務執行状況に係る報告書の提出（四半期毎）による委託業務の実施状況、委託業務の態勢整備状況、書類（記録）の保存状況のモニタリング

➤ 原則 3 運営機関の利益相反

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程、全銀協 TIBOR 行動規範、および利益相反管理方針において、指標運営において生じ得る利益相反を特定した上で、以下のとおり、これらを管理・軽減するための措置を規定しており、ウェブサイト公表するとともに実施している。

- 当運営機関の理事の過半数は、金融機関に所属する者以外から選出すること
- 監視委員会の委員は、金融機関に所属する者以外から選出すること
- 全銀協 TIBOR 業務規程第 4 条に定める指標の定義見直し等は、監視委員会における確認を受けること
- リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、行動規範を策定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、当運営機関がその遵守状況の確認を行うこと
- 事務代行会社への委託事務の内容を、集計・算出・公表に係る単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう考慮すること
- 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査の結果等の書類を含む。）については、これを公表すること（なお、全銀協 TIBOR の利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の可否を検討してその確認を行い、理事会での決定により公表する）
- 利益相反に関する事項については、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底すること（当運営機関の執務室を物理的に隔離し、適切に入退室管理を行うことを含む。）。当運営機関は関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うこと
- 当運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、当運営機関の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らし

てはならないこと

- 当運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならないこと
- 当運営機関は、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備すること
- 当運営機関は、役職員、委員の報酬体系について、全銀協 TIBOR の水準に連動させない等、全銀協 TIBOR の不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保すること

また、これらの利益相反の管理態勢については、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会における定期的なモニタリングを通じて見直しの要否を確認の上、監視委員会において見直しを実施している。（毎年2月～3月）

なお、理事および監視委員会委員の全員から利益相反の有無に関する表明文書を取得し、ウェブサイト公表しており、関連する各種規程と併せて利益相反管理に関する情報を利用者や関連する規制当局に対して開示している。

➤ 原則4 運営機関の統制の枠組み

当運営機関は、全銀協 TIBOR の公正な算出・公表について全般的な責任を負っており、以下のとおり、指標運営の公正性、透明性の確保のために必要なガバナンス態勢を整備している。

当運営機関の意思決定機関として理事会を設置し、全銀協 TIBOR 業務規程において、理事の過半数を金融機関に所属する者以外から選任することを規定しており、実施している。

また、理事会の下、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会を設置し、高い独立性を有した監視委員会において、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。

加えて、当運営機関は、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備しているほか、リファレンス・バンクがレート

呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めた全銀協 TIBOR 行動規範を制定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

当運営機関は、リファレンス・バンクの全銀協 TIBOR 行動規範の遵守状況等を、以下のとおりモニタリングを通じて監督している。

- 呈示レートのモニタリング
- 社内規程の整備状況に係るモニタリング
- 社内研修の実施状況に係るモニタリング
- 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
- 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング

これら統制の枠組みについては、全銀協 TIBOR 業務規程に規定し、ウェブサイトで公表している。

➤ 原則 5 内部監督機能

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会が、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行うことを規定しており、実施している。

具体的には、監視委員会は、以下の事項に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。

- 全銀協 TIBOR の運営における利益相反の管理に関する事項
- 全銀協 TIBOR の運営に関する関係当局および外部からの指摘・苦情等への対応に関する事項
- 全銀協 TIBOR 行動規範の妥当性及び適切性についての定期的な確認に関する事項
- リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況やレート呈示内容に対するモニタリングの実施に関する事項（社内規程の整備状況、社内研修の実施状況、内部監査・外部監査の結果、レート呈示内容のモニタリングを含む）
- 全銀協 TIBOR に関する諸規程の制定、改定および廃止内容の確認に関する事項（全銀協 TIBOR 業務規程等の改正を含む）
- 当運営機関の内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項

■ リファレンス・バンクに対する処分に関する事項

なお、監視委員会の委員の任期は2年間であり（最長任期は原則として4期）、理事会で選任する。

委員の変更に当たっては、金融経済、法律、財務会計等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から、特定金融指標算出業務の遂行状況等の適切性を確認し、必要に応じて理事会に提言する資質を有する金融機関に所属しない有識者から後任者を選任する。

指標の品質

➤ 原則 6 指標の設計

全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」は、全銀協 TIBOR 業務規程第 4 条に規定・明示されている。日本円 TIBOR の場合は「午前 11 時時点の評価対象市場（本邦無担保コール市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」である。これは、リファレンス・バンクの呈示レートのうち、最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外して、残りの値を単純平均したレートである。

当運営機関は、リファレンス・バンクによる指標の定義にもとづく適切なレート呈示を担保するため、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めた全銀協 TIBOR 行動規範を制定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

特に全銀協 TIBOR 改革の実施に向けて、2017 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化するウォーターフォール構造を導入しており、各リファレンス・バンクにおいて、2017 年 7 月 24 日からウォーターフォール構造に従った恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始している。（ウォーターフォール構造の詳細は附属資料 1 参照）

加えて、リファレンス・バンクにおいて、全銀協 TIBOR 行動規範を確実に遵守することを担保するため、リファレンス・バンクに対し、原則年 1 回の外部監査、内部監査の実施を義務付けており、監査結果の報告を求めている。リファレンス・バンクから提出された監査結果については、監視委員会に報告しており、その適切性を確認している。

2015 年 4 月からは、全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」を適切に反映しているかについて、監視委員会においてモニタリングを実施している。日本円 TIBOR の場合は、リファレンス・バンクから収集した本邦無担保コール市場での銀行間の取引データと各リファレンス・バンクのレート呈示内容を比較し、確認している。

なお、当運営機関は、全銀協 TIBOR の指標の設計をより適切なものにするた

め、全銀協 TIBOR 改革を含め、以下のとおり対応を実施している。

(1) 最低データ基準の導入

2014 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2014 年 10 月 6 日適用開始）において、プライム・バンク間の無担保コール取引が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとする旨を規定

(2) 専門家判断の利用基準の明確化

2014 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2014 年 10 月 6 日適用開始）において、専門家判断の利用基準を具体的に明確化

(3) 海外の金融機関のリファレンス・バンク応募・選定手続の明確化

2015 年 3 月 2 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 業務規程（2015 年 4 月 1 日適用開始）において、リファレンス・バンクの法域が異なる場合、リファレンス・バンクの選定時に所在地から生ずる問題を考慮に入れる旨を規定

(4) 全銀協 TIBOR 改革の実施によるリファレンス・バンクの呈示レート
の算出・決定プロセスの統一・明確化

2017 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、全銀協 TIBOR において「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化

特に、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照するウォーターフォール構造を導入し、各リファレンス・バンクは、2017 年 7 月 24 日から恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始。

なお、当運営機関は、日本円 TIBOR の透明性・頑健性・信頼性のさらなる向上に今後も取り組んでいく予定である。例えば、本評価基準日時点では、本原則に関連する事項として、日本円 TIBOR のウォーターフォール構造の一部見直し（例：第 2 層の本邦オフショア市場データの利用の見直し）等に関する検討の必要性を認識しており、当該状況は今後の本自己評価でもアップデートする予定である。

➤ 原則 7 データの十分性

全銀協 TIBOR 改革の実施に向けて、2017 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化するウォーターフォール構造を導入しており、各リファレンス・バンクにおいて、2017 年 7 月 24 日からウォーターフォール構造に従った恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始している。

ウォーターフォール構造においては、以下のとおり、評価対象市場の実取引データをはじめとした各種データにもとづく恣意性の働かない算出方法を定めており、特に①～③においては、完全に専門家判断を排除している。

また、全銀協 TIBOR は、2017 年 7 月 24 日の全銀協 TIBOR 改革実施後、評価対象基準日に至るまで、「④専門家判断」により呈示レートが算出・決定された事例はなく、評価対象市場における実取引データをはじめとした各種データにより算出・決定されている。（ウォーターフォール構造の詳細は附属資料 1 参照）

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

日本円 TIBOR については、評価対象市場である本邦無担保コール市場の推計市場規模（全体）が 31.7 兆円⁷（2024 年 7 月末時点）に達しており、前年から約 8.4 兆円減少している。また、リファレンス・バンクの呈示レートの決定状況については、「①評価対象市場のデータを使用する層」で決定する割合

⁷ その内訳は、ターム物合計（約 10.7 兆円）と翌日物（約 27.6 兆円）となっている。なお、推計市場規模（全体）は、短資会社経由の取引およびグループ外ダイレクト・ディーリング（DD）取引の合計値だが、ターム物合計と翌日物は、グループ内取引を含む計数であるため、両者の合計値は（全体）と一致しない。また、全銀協 TIBOR のテナー（公表対象期間）に翌日物はなく、実取引として参照するのはターム物のみとなるが、一部呈示レートの算出において翌日物を参照する場合もある。ターム物の中にも全銀協 TIBOR では参照されない年限の取引が含まれる。

詳細は下記 URL の「全銀協 TIBOR の運営態勢の定期的な見直し結果」を参照。

https://www.jbatibor.or.jp/news/periodical_review_2025.html

が、最小 62.1% (12 か月物) ～最大 100% (3 か月物) に達している⁸。

他方、ユーロ円 TIBOR については、評価対象市場である本邦オフショア市場における日本円建ての預け金・コールの取引残高が本邦無担保コール市場に比べて小さい状況が続いており、また、リファレンス・バンクの呈示レートの決定状況についても、「①評価対象市場のデータを使用する層」で決定する割合が、日本円 TIBOR に比べると低い状況にあった。

こうした状況を踏まえ、当運営機関は、「全銀協 TIBOR 業務規程」の第 51 条にもとづき、2023 年 8 月から 9 月にかけて「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議（【第 2 回市中協議】日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について）」を実施⁹した。

その結果、「ユーロ円 TIBOR を恒久的に公表停止すること」および「公表停止する場合の時期を 2024 年 12 月末とすること」について、全回答者から支持が得られたこと等を踏まえ、2024 年 3 月 6 日付で「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止（2024 年 12 月末）の決定について」を公表¹⁰した。

その後、2024 年 12 月末の最終公表をもって、同指標は恒久的な公表停止に至っている¹¹ことから、当運営機関は、本原則において認識していた一部課題を解消したと認識している。

➤ 原則 8 データのヒエラルキー

当運営機関は、2017 年 2 月 20 日に一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、データのヒエラルキーを、ウォーターフォール構造として、以下のとおり規定している。ウォーターフォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定しており、ウェブサイト公表している。（ウォーターフォール構造の詳細は附属

⁸ 「評価対象市場のデータを使用する層で決定する割合」は、当日または過去の実取引データによる決定および気配値による決定の合計。なお、算出根拠の大宗は気配値にもとづくレート呈示（第 1-3 層）であり、実取引にもとづくレート呈示（第 1-1 層）は限定的であった。詳細は、前記脚注の URL を参照。

⁹ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_16.html

¹⁰ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_18.html

¹¹ ユーロ円 TIBOR の公表停止に至るより詳しい検討経緯は、附属資料 2 を参照。

資料 1 参照)

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

➤ 原則 9 指標決定の透明性

2017 年 2 月 20 日に一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスをウォーターフォール構造として、以下のとおり規定している。ウォーターフォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定しており、ウェブサイト公表している。（ウォーターフォール構造の詳細は附属資料 1 参照）

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

全銀協 TIBOR の指標決定に使用するデータソースは、リファレンス・バンクからの呈示レートのみであり、各リファレンス・バンクの呈示レートは情報提供会社を通じて公表している¹²。利用者や規制当局は、公表された全銀協 TIBOR とリファレンス・バンクの呈示レート、算出の際に除外された最高 2 社の値および最低 2 社の値を確認することが可能である。

加えて、各リファレンス・バンクの呈示根拠の内訳の割合を年 1 回公表している。（毎年 3 月）¹³

➤ 原則 10 定期的な見直し

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、指標の定義、全銀協 TIBOR

¹² 2019 年 4 月 1 日からは、リファレンス・バンク毎の呈示レートと全銀協 TIBOR の同時公表を停止しており、3 か月後の応答月の最終営業日に 1 か月分の呈示レートをまとめて公表している。

(http://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_7.html)

¹³ 2024 年度の公表内容は脚注 7 の URL を参照。

が表現しようとしている「価値」を適切に反映するための指標の算出・決定プロセスおよび外部からの照会・苦情等を、定期的に評価・検証することを規定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

加えて、評価対象市場の状況ならびに当該市場においてリファレンス・バンクが占める取引割合、および評価対象市場以外の関連市場の状況を検証し、市場環境の変化に応じて、全銀協 **TIBOR** の算出方針に見直しの必要性がないか定期的に確認している（毎年3月）。全銀協 **TIBOR** の透明性・頑健性・信頼性の維持・向上に向けた検討を継続するなかで必要がある場合には、市中協議を実施の上、見直しを実施することとしている。

市中協議の実施に当たっては、全銀協 **TIBOR** 業務規程において、市中協議を実施する場合の基準やウェブサイトでの周知期間（3か月前）、決議のプロセス（運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定しており、ウェブサイトで公表している。

なお、現時点において、全銀協 **TIBOR** の算出方針の見直しを求める外部からの意見および苦情は寄せられていない。

また、全銀協 **TIBOR** の利用状況を踏まえ、2015年4月1日公表分から、4か月物、5か月物、7か月物、8か月物、9か月物、10か月物および11か月物の計7種類のテナーを廃止したほか、2019年4月1日公表分からは、2か月物のテナーを廃止している。加えて、ユーロ円 **TIBOR** については、その全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を2024年12月末で恒久的に公表停止（廃止）している。

指標の算出方針の品質

➤ 原則 11 算出方針の内容

全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」は、全銀協 TIBOR 業務規程第 4 条に規定・明示されている。日本円 TIBOR の場合は「午前 11 時時点の評価対象市場（本邦無担保コール市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」である。これは、リファレンス・バンクの呈示レートのうち、最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外して、残りの値を単純平均したレートである。

当運営機関は、「プライム・バンク」等の重要な用語の定義を含む全銀協 TIBOR の算出方針を全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範において規定しており、ウェブサイト公表している。

特に 2017 年 2 月 20 日に一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスをウォーターフォール構造として、以下のとおり規定している。ウォーターフォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定し、ウェブサイト公表している。（ウォーターフォール構造の詳細は附属資料 1 参照）

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

加えて、当運営機関は、関係諸施設の被災、停電等の事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、当運営機関の意図に反して全銀協 TIBOR の算出・公表が困難になる場合に備え、全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プランを制定するとともに、2017 年 5 月 31 日付で、「全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針」を制定し（同年 7 月 24 日適用開始）、全銀協 TIBOR の公表レートおよび呈示レートにおける誤算が発生時の取扱いを明確化している。

また、当運営機関は、評価対象市場の状況ならびに当該市場においてリファレンス・バンクが占める取引割合、および評価対象市場以外の関連市場の状

況を検証し、市場環境の変化に応じて、全銀協 TIBOR の算出方針に見直しの必要性がないか定期的に確認している（毎年 3 月）。全銀協 TIBOR の透明性・頑健性・信頼性の維持・向上に向けた検討を継続するなかで必要がある場合には、市中協議を実施の上、見直しを実施することとしている。

市中協議の実施に当たっては、全銀協 TIBOR 業務規程において、市中協議を実施する場合の基準やウェブサイトでの周知期間（3 か月前）、決議のプロセス（運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定しており、ウェブサイトで公表している。

当運営機関は、毎年度、リファレンス・バンクを募集・選定することとしており、全銀協 TIBOR 業務規程において、その選定基準を定めるとともに、リファレンス・バンクの指定の取消事由を定めている。

なお、当運営機関は、全銀協 TIBOR の指標の算出手法の品質を向上させるため、全銀協 TIBOR 改革を含め、以下のとおり対応を実施している。

(1) 最低データ基準の導入

2014 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2014 年 10 月 6 日適用開始）において、プライム・バンク間の無担保コール取引が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとする旨を規定

(2) 専門家判断の利用基準の明確化

2014 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2014 年 10 月 6 日適用開始）において、専門家判断の利用基準を具体的に明確化

(3) 海外の金融機関のリファレンス・バンク応募・選定手続の明確化

2015 年 3 月 2 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 業務規程（2015 年 4 月 1 日適用開始）において、リファレンス・バンクの法域が異なる場合、リファレンス・バンクの選定時に所在地から生ずる問題を考慮に入れる旨を規定

(4) 全銀協 TIBOR 改革の実施によるリファレンス・バンクの呈示レート
の算出・決定プロセスの統一・明確化

2017 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（2017 年 7 月 24 日適用開始）において、全銀協 TIBOR において「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示

レート of 算出・決定プロセスを統一・明確化

特に、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照するウォーターフォール構造を導入し、各リファレンス・バンクは、2017 年 7 月 24 日から恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始

➤ 原則 12 算出方針に対する変更

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、指標の定義または算出方法を変更する場合の手續について、市中協議を実施する基準やウェブサイトでの周知期間（3 か月前）、決議のプロセス（運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定しており、ウェブサイトで公表している。

当運営機関は、次に掲げるいずれかまたは双方の状態が一定程度の期間にわたり継続するおそれがあり、かつ、早期に改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標性が失われる可能性があると判断した時は、指標の定義、算出方法の変更を検討することとしている。

- 評価対象市場において、全銀協 TIBOR 業務規程第 4 条で定める指標の定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合
- 全銀協 TIBOR によって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合

または、上記に関わらず、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、当運営機関が必要と判断した場合には、随時、全銀協 TIBOR 業務規程第 4 条で定める指標の定義、算出方法の変更を検討することとしている。

➤ 原則 13 移行

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、全銀協 TIBOR の公表を停止する際の対応を規定しており、ウェブサイトで公表している。

加えて、当運営機関は、2014 年 4 月 1 日から、全銀協 TIBOR の公表が停止された場合の代替措置等について、利用者に対して、ウェブサイトでフォールバック条項の採用を推奨している。

また、当運営機関は、2018 年 8 月 1 日付で設立された日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行金融市場局）における、リスク・フリー・レートへの移行に関する検討および国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）等における IBORs が恒久的に公表停止した場合のフォールバック・プランに係る契約の堅牢性に向けた国際的な検討・議論状況¹⁴を踏まえたうえで、2020 年 3 月 19 日付で「全銀協 TIBOR の定義・算出方法に関する重要な変更や継続的な公表停止時における対応方針」を制定¹⁵し、当運営機関ウェブサイトで公表している。

2022 年 8 月、エクスポージャー調査結果を踏まえ、「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議」を公表し、国内法に準拠する日本円 TIBOR またはユーロ円 TIBOR を参照するキャッシュ商品（貸出・債券）を対象として、フォールバックにおける主要論点である①フォールバックの発動条件（トリガー）、②フォールバック・レートの候補、および③全銀協 TIBOR とフォールバック・レートとの間の差異（スプレッド）を調整する手法等について、幅広い市場参加者への意見照会を行った。

その後、2023 年 3 月には、同市中協議の結果を公表するとともに、「全銀協 TIBOR の定義・算出方法に関する重要な変更や継続的な公表停止時における対応方針」を改正（施行：2023 年 4 月 1 日）¹⁶し、全銀協 TIBOR の利用者がフォールバックの論点を検討する際に市中協議結果を参考の一つとするこ

¹⁴ ISDA は、2018 年 7 月 12 日から同年 10 月 22 日にかけて IBOR フォールバックのスプレッド計算&ターム・フィキシングに関する市中協議を実施し、その結果について、2018 年 11 月 27 日付で Preliminary Results、同年 12 月 20 日付で Final Results を公表。市中協議結果の詳細については、“ISDA Publishes Final Results of Benchmark Fallbacks Consultation (<https://www.isda.org/a/WVEME/ISDA-Publishes-Final-Results-of-Benchmark-Fallback-Consultation-FINAL.pdf>)”を参照。

¹⁵ http://www.jbatibor.or.jp/news/Compliance_with IOSCO_19principles_2019.html

¹⁶ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_14.html

とが考えられる旨を記載している。

これにより、当運営機関は、全銀協 TIBOR のより一層の透明性・頑健性・信頼性の向上を図る観点から、本原則について認識していた一部課題を 2022 年度で解消したと評価している。

➤ 原則 14 呈示者に係る行動規範

当運営機関は、全銀協 TIBOR 行動規範を制定し、以下のとおり、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

- リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスをウォーターフォール構造として、統一・明確化し、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定
- 呈示者選任基準および当運営機関宛の届出等を含む適切なレート呈示が行われるための態勢の整備
- 全銀協 TIBOR を参照する金融商品に係るトレーディング業務の責任者・担当者との間の適切な情報遮断を含む利益相反を管理するための態勢の整備
- 呈示内容に関する情報交換、調整等を禁止するための態勢の整備
- レート呈示根拠に係る事後的な説明を可能とする態勢の整備
- レート呈示に関する通信記録を保存するための態勢の整備
- 内部監査および外部監査の実施
- 問題発覚時の当運営機関宛の報告態勢の整備
- 社内研修の実施義務
- 事務代行会社変更等に伴う事務フロー見直しへの協力義務
- 当運営機関からのレート呈示に係る照会・調査への協力義務
- 社内規程の整備義務

加えて、当運営機関は、以下のとおり、リファレンス・バンクを全銀協 TIBOR 行動規範の遵守状況等のモニタリングを通じて監督している。

- 呈示レートのモニタリング
- 社内規程の整備状況に係るモニタリング

- 社内研修の実施状況に係るモニタリング
- 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
- 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング

➤ 原則 15 データ収集に係る内部統制

現時点では、全銀協 TIBOR はリファレンス・バンクから呈示されたレートのみにより算出されており、当運営機関において外部からデータ収集を行っていないため、本原則は評価対象外の扱いとする。

なお、リファレンス・バンクの呈示レートの正確性については、日々、当運営機関において再鑑を実施し、その正確性を確認しているほか、呈示レートの適切性については、監視委員会においてモニタリングを行っている。

算出者の説明責任

➤ 原則 16 不服処理

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程および苦情・相談対応規則において、利用者等からの全銀協 TIBOR の決定等に関する不服処理を規定しており、ウェブサイトで苦情・相談窓口を公開している。

監視委員会室に設置された苦情・相談窓口は、電話および電子メールで全銀協 TIBOR に関する照会や苦情を受け付けており、その受付・対応状況について、定期的に監視委員会に報告している。

監視委員会においては、苦情・相談窓口の受付・対応状況をモニタリングし、その適切性を確認している。

なお、苦情・相談窓口の受付・対応記録については、全銀協 TIBOR 業務規程において、5 年間保存することとしており、実施している。

➤ 原則 17 監査

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、原則年 1 回内部監査および外部監査を実施することを規定しており、2014 年度から、毎年度、内部監査および外部監査を実施している。

内部監査および外部監査の結果については、理事会および監視委員会に報告しており、その概要をウェブサイトで公表している。(毎年 7～8 月)

加えて、2024 年度からは、外部監査の実施結果の詳細として、外部監査人による保証報告書（当運営機関の理事による理事者報告書を含む）の公表を開始している。

➤ 原則 18 監査証跡

当運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、IOSCO 原則で求められる以下の証跡について 5 年間保存することを規定しており、実施している。

■ 呈示レートおよび公表レート

■ 当運営機関が全銀協 TIBOR のレート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録

■ 全銀協 TIBOR 行動規範にもとづき、リファレンス・バンクから当運営機関に提出等された書類等

- 公表レート決定に関するリファレンス・バンクおよび事務代行会社との通信記録
- 当運営機関および事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録
- 全銀協 TIBOR 運営全般に係る外部からの意見および苦情等
- 内部監査および外部監査の記録
- 全銀協 TIBOR のレート決定に際し、異例な対応をとった場合の対応記録

加えて、当運営機関は、リファレンス・バンクに対して全銀協 TIBOR 行動規範において、IOSCO 原則で求められる以下の証跡について 5 年間保存することを規定しており、実施している。

- 呈示者に関する当運営機関宛の届出内容
- レート呈示内容に対する照会・苦情等の内容および対応状況の記録
- レート呈示に関する利益相反に関する問題に係る資料
- 全銀協 TIBOR を参照する商品等に係るエクスポージャー（自行全体、個々のトレーダーまたはデスク毎の区分に応じた記録）
- 呈示レートの決定に関する書類、呈示レートの決定に際し参照したデータ等
- レート呈示に関する通信記録
- 内部監査および外部監査の記録
- 社内研修の記録
- 当運営機関からのレート呈示に係る照会・調査への対応記録
- 社内規程の改正記録

➤ 原則 19 規制当局との連携

当運営機関は、金融商品取引法により特定金融指標算出者として指定されており、規制当局と緊密に連携している。

また、全銀協 TIBOR 業務規程において、規制当局から全銀協 TIBOR 算出等に係る記録および監査結果等の提出・報告等を求められた場合には、速やかに協力することを規定している。

加えて、IOSCO に対しても、IOSCO 原則の遵守状況に関するレビュー等を含め、適切に協力・対応している。

以 上

○ 日本円 TIBOR のウォーターフォール構造

第1層 観測可能な無担保コール市場のデータ		
1-1	無担保コール取引の実取引	・観測可能な実取引データを加重平均し、呈示レートとする。
1-2	無担保コール取引の確約された気配値 (Committed Quotes)	・短資会社 (ブローカー) において提示された成約を前提とする確約された気配値のうちオファー・レートに係るものを加重平均し、呈示レートとする。
1-3	無担保コール取引の提示された気配値 (Indicative Quotes)	・短資会社 (ブローカー) において提示された気配値の仲値の前営業日からの変動幅を参照する。 (前営業日の呈示レートに気配値の仲値の前営業日からの変動幅を加減し、当日の呈示レートとする。)
1-4(1)	線形補間	・隣接する期間の呈示レートが[1-1]で算出されている場合には、内挿法による線形補間を行い、呈示レートとする。
1-4(2)	実取引データの遡及利用	・運営機関が別に定める営業日数を限度として、1営業日ずつ遡り、[1-1]で呈示レートが算出されている営業日があった場合には、当該呈示レートを当日の呈示レートとする。
1-4(3)	遡及された実取引データにもとづく線形補間	・隣接する期間の呈示レートが[1-1]または[1-4(2)]で算出されている場合には、内挿法による線形補間を行い、呈示レートとする。
第2層 観測可能な本邦オフショア市場および銀行間 NCD 市場のデータ		
2-1	本邦オフショア市場のデータ、銀行間 NCD 市場のデータ	・[1-1]から[1-4(3)]まで順番に準用する。
第3層 観測可能な NCD 市場 (銀行間 NCD 市場に係るものを除く)、大口定期預金取引、短期国債市場、GC レポ市場、OIS 市場のデータ		
	NCD 市場 (銀行間 NCD 市場に係るものを除く)、大口定期預金取引、短期国債市場、GC レポ市場、OIS 市場のデータ	・以下のデータについて、前営業日からの変動幅を参照 (前営業日の呈示レートに、①～⑤までのデータの前営業日からの変動幅を予め運営機関が定める方法にもとづき加減し、当日の呈示レートとする) ① NCD 市場 (銀行間 NCD 市場に係るものを除く) の実取引 ② 大口定期預金取引の実取引 ③ 短期国債市場の気配値 ④ GC レポ市場の気配値 ⑤ OIS 市場の気配値
第4層 専門家判断 (Expert Judgment)		
		・各リファレンス・バンクの呈示責任者・担当者による専門家判断によりレートを呈示する

(附属資料2) ユーロ円 TIBOR の公表停止に至る検討経緯

- ◇ 当運営機関は、ユーロ円 TIBOR の評価対象市場である本邦オフショア市場の長期的な縮小傾向等を踏まえた検討を進め、2024 年 12 月末の最終公表をもって、同指標を恒久的に公表停止している。公表停止に至るまでの主な検討経緯は以下のとおり。

年月	実施事項	備考
2018 年 10 月	【第 1 回市中協議】「日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について」を公表 ¹⁷ 。	✓ 改革の方向性や必要となる準備期間等について意見募集。
2019 年 5 月	第 1 回市中協議の結果を公表 ¹⁸ 。	✓ ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止を現時点における最も有力な選択肢として検討を進めること、公表停止する場合には、LIBOR 公表が恒久的に停止された後、2 年程度の準備期間を確保する予定である旨を記載。
2021 年 3 月	「ユーロ円 TIBOR を公表停止する場合の実施時期は 2024 年 12 月末になると想定する」旨を公表 ¹⁹ 。	✓ LIBOR の公表停止時期に関する FCA 声明を踏まえたもの。
2022 年 8 月	「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議」を公表 ²⁰ 。	✓ ユーロ円 TIBOR のフォールバックの論点に関する整理等を実施。
2023 年 3 月	全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議の結果を公表 ²¹ 。	
2023 年 8 月	「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議（【第 2 回市中協議】日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について）」を公表 ²² 。	✓ 2024 年 12 月末の公表停止を想定し、市場参加者の意見を募集。

¹⁷ https://www.jbatibor.or.jp/news/20181002_tibor_1st_consultation.html

¹⁸ <https://www.jbatibor.or.jp/news/consultative%20document.html>

¹⁹ [https://www.jbatibor.or.jp/news/Compliance with IOSCO 19principles 2021.html](https://www.jbatibor.or.jp/news/Compliance_with IOSCO_19principles_2021.html)

²⁰ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_13.html

²¹ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_14.html

²² https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_16.html

(附属資料2) ユーロ円 TIBOR の公表停止に至る検討経緯

2024 年 3 月	「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止 (2024 年 12 月末) の決定について」および第 2 回市中協議の結果を公表 ²³ 。	✓ 「2024 年 12 月末でユーロ円 TIBOR を恒久的に公表停止すること」について、全回答者から支持が得られたこと等を踏まえ、ユーロ円 TIBOR の全テナー (1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物、12 か月物) を 2024 年 12 月末で恒久的に公表停止することを発表。
2024 年 12 月末	ユーロ円 TIBOR を恒久的に公表停止。	—

²³ https://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_18.html